

4.(1) 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）及び公の施設の利用料金の改定について

① 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）

○今後３年間（令和３年度から５年度まで）における手数料の試算

現行の不燃物処理手数料（直接持込ごみ分）は、維持管理費と減価償却費相当額（供用期間２５年の１年当り建設費）を基本に設定しています。

同様の考え方のもと、今後３年間の不燃ごみ１０kg当たり処理費用を試算した結果は、次のとおりです。（※詳細は別紙資料１参照）

【試算結果】

項 目		金額等 (R3～5見込平均)
支出	維持管理費	413,324千円
	減価償却費相当額	195,840千円
	小計	609,164千円
収入	有価物売払収入	57,535千円
	再商品化合理化拠出金	0千円
	小計	57,535千円
差引（支出－収入）…(A)		551,629千円
搬入量 …(B)		13,928t
１t当たり処理費用(A)÷(B)…(C)		39.61千円/t
10kg当たり処理費用(C)÷100		396円/10kg

＜参考＞現行料金 370円/10kg

□提 案 現行の処理手数料設定の考え方に基づき、維持管理費及び減価償却費相当額の総額を住民負担とします。

現行料金	→	提案料金
370円/10kg		390円/10kg

20円/10kgの増額

〔提案理由〕

現行の処理手数料は維持管理費及び減価償却費相当額の総額負担を基本に設定されており、同様の考え方に基づき試算した結果等を踏まえ、処理手数料は増額とすることが適当と考えます。

＜参考資料＞近隣不燃物処理施設手数料（直接持込）

都道府県	公共団体	施設名称	種類	ごみ10kg持ち込んだ時の料金(円)	備考
鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取県東部環境クリーンセンター	不燃ごみ	370	
	鳥取県中部ふるさと広域連合	ほうきりサイクルセンター	不燃、粗大ごみ、びん	177	
			缶、ペットボトル	31	
	鳥取県西部広域行政管理組合	リサイクルプラザ	資源ごみ(ビン・缶)、不燃ごみ 不燃粗大ごみ、ペットボトル	178	
島根県	松江市	エコクリーン松江	金属ごみ、粗大ごみ	500	50kgまで 50kg超は80円/10kg
	安来市	高尾クリーンセンター	不燃ごみ全般	410	100kgまで 100kg超は210円/50kg
	出雲市	出雲クリーンプラザほか4施設	破碎ごみ、埋立ごみ	52	
岡山県	津山圏域資源循環施設組合 (津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町)	津山圏域クリーンセンター	家庭ごみ	50	
			資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	無料	
	美作市	美作クリーンセンター	資源ごみ	無料	
			不燃ごみ	50	5円/kg
			粗大ごみ	200	20円/kg
兵庫県	北但行政事務組合 (豊岡市、香美町、新温泉町)	クリーンパーク北但	ビン、カン、プラスチック等	100	
	南但行政事務組合 (養父市、朝来市)	南但クリーンセンター	大型ごみ	100	
			資源ごみ	無料	

② 公の施設の利用料金（因幡霊場）

○今後３年間（令和３年度から５年度まで）における利用料金の試算

現行の因幡霊場の利用料金は、加入市町（１市４町）については維持管理費の８割を、加入市町以外については維持管理費に加え、減価償却費相当額（供用期間２５年の１年当り建設費）を基本に設定しています。

同様の考え方のもと、今後３年間の大人１体当たりの費用を試算した結果は、次のとおりです。（※詳細は別紙資料２参照）

なお、人体の一部等及び畜類については、課税対象であることから、令和元年１０月からの消費税等の増税分を反映しています。

【試算結果１】

項 目		金額 (R3～5見 込平均) … (A)	火葬件数 (R3～ 5 見込平均) × 賦課割合係数 … (B)	大人１体当たりの費用 (A) ÷ (B) … (C)	大人１体当たりの費用 (C) × 80%
支 出	維持管理費	122,328千円	3,863件	31,666円	25,333円
	減価償却費相当額	91,281千円		23,630円	
	合 計	213,609千円		55,296円	

- ・ 加入市町大人 25,333円/体 <参考> 現行料金 25,000円/体
 ・ 加入市町以外大人 55,296円/体 <参考> 現行料金 57,000円/体

【試算結果２】

区 分			現行料金			試算料金	
			加入市町	加入市町以外		加入市町	加入市町以外
人 体	大人	100%	25,000円	57,000円	→	25,000円	55,000円 (▲2,000円)
	小人	65%	16,000円	37,000円		16,000円	35,000円 (▲2,000円)
	死胎	65%	16,000円	37,000円		16,000円	35,000円 (▲2,000円)
	改葬遺骸	65%	16,000円	37,000円		16,000円	35,000円 (▲2,000円)
	人体の一部等	75%	19,440円	45,360円		19,800円 (360円)	45,100円 (▲260円)
畜類		75%	19,440円	45,360円		19,800円 (360円)	45,100円 (▲260円)

<人体の一部等及び畜類の内訳>

項 目	加入市町			加入市町以外		
	合計	内訳		合計	内訳	
		料金	消費税等		料金	消費税等
現行料金	19,440円	18,000円	1,440円	45,360円	42,000円	3,360円
試算料金	19,800円	18,000円	1,800円	45,100円	41,000円	4,100円
差	360円	—	360円	▲260円	▲1,000円	740円

<参考> 令和元年度火葬総件数4,277件のうち、加入市町以外は48件(1.12%)

□提 案 現行の負担割合を基本とし、各区分における火葬料金は次のとおりとします。なお、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、令和元年１０月からの消費税等の増税を踏まえ、応分の引き上げを行うこととします。

区 分			現行料金		提案料金	
			加入市町	加入市町以外	加入市町	加入市町以外
人 体	大人	100%	25,000円	57,000円	25,000円	55,000円
	小人	65%	16,000円	37,000円	16,000円	35,000円
	死胎	65%	16,000円	37,000円	16,000円	35,000円
	改葬遺骸	65%	16,000円	37,000円	16,000円	35,000円
	人体の一部等	75%	19,440円	45,360円	19,800円	45,100円
畜類		75%	19,440円	45,360円	19,800円	45,100円

〔提案理由〕

因幡霊場の利用料金は、加入市町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）の住民については、維持管理費の８割を負担、加入市町以外の住民については維持管理費の総額に加え、減価償却費相当額に係る経費の総額負担を基本に設定されており、同様の考え方に基づき試算した結果等を踏まえ、加入市町の住民に係る利用料金は据え置き、加入市町以外の住民に係る利用料金については減額とすることが適当と考えます。

なお、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、消費税等の増税を踏まえ応分の引き上げをすることが適当と考えます。

<参考資料>近隣火葬場利用料金

都道府県	事業主体	施設名	大人		小人	死胎他	改葬他	人体の一部等				畜類		備考
			地域内	地域外	地域内	地域外	地域内	地域外	産汚物他	地域内	地域外	地域内	地域外	
鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合	因幡霊場	25,000	57,000	16,000	37,000	16,000	37,000	—	—	19,440	45,360	45,360	
	鳥取県中部ふるさと広域連合	ふるさと斎場	12,200	49,900	8,100	30,600	5,100	22,400	5,100	22,400	5,100	22,400	8,100	収骨が必要な畜類 圏域内住民 40,700、圏域外住民 48,900
	鳥取県西部広域行政管理組合	桜の苑	12,000	49,000	7,000	29,000	4,000	21,000	3,000	1,000/kg	3,000	—	—	— 霊安室利用料金設定あり
	松江市	松江市斎場	14,000	76,000	8,000	46,000	5,000	15,000	3,000	8,000	2,000	5,000	—	— 霊安室利用料金設定あり
鳥根県	安来市	狹松山霊苑	10,000	50,000	5,000	25,000	4,000	20,000	4,100	20,500	4,100	20,500	—	— 改葬7年以上で料金設定あり 式場、霊安室、和室利用料金設定あり
	出雲市	出雲斎場ほか1施設	12,000	50,000	6,000	25,000	3,000	9,000	2,000	6,000	3,000	9,000	—	— 献体、人体臓器料金設定あり 待合室、霊安室料金設定あり
岡山県	津山市	津山市総合斎場ほか1施設	13,000	50,000	7,800	33,000	6,500	22,000	—	—	2,370	10,800	—	— 待合室、告別室、霊安室、祭壇の料金設定あり
	新見市	明月苑	25,000	65,000	16,000	45,000	12,000	35,000	5,000	15,000	5,000	15,000	—	—
	真庭市	真庭火葬場ほか1施設	25,000	75,000	20,000	60,000	15,000	45,000	—	—	15,000	45,000	15,000	45,000 待合室、霊安室、霊柩車利用料金設定あり
	美作市	美作市美作火葬場ほか2施設	20,000	40,000	10,000	20,000	7,500	15,000	—	—	7,500	15,000	—	— 乳児の料金設定あり(死産児と同じ)
兵庫県	豊岡市	豊岡斎場	18,000	36,000	13,500	27,000	9,000	18,000	3,500	7,000	—	—	—	—
	養父市	静霊苑	25,000	50,000	20,000	40,000	10,000	20,000	7,000	14,000	7,000	14,000	3,500～ 7,000～ 10,000 20,000 40,000	収骨が必要な畜類 市内住民 7,000～20,000、市外住民 14,000～
	宍粟市	あじさい苑ほか2施設	22,000	66,000	12,000	36,000	9,500	28,500	2,000	6,000	2,000	6,000	4,000～ 12,000～ 15,000	収骨が必要な畜類 市内住民 9,000、市外住民 27,000
	美方郡広域事務組合 (香美町、新温泉町)	広域美方苑	40,000	60,000	24,000	36,000	16,000	24,000	12,000	18,000	—	—	—	—

(単位:円)

③ 公の施設の利用料金（白兔グラウンド・ゴルフ場）

○今後３年間（令和３年度から５年度まで）における利用料金の試算

現行の白兔グラウンド・ゴルフ場の利用料金は、大人１人当たりの維持管理費を参考にしつつ、近隣施設との均衡を図り定めています。

今回の審議に当たり、今後３年間の大人１人当たりの維持管理費を試算した結果は、次のとおりです。（※詳細は別紙資料３参照）

【試算結果】

項 目	金 額	算 出 方 法
人件費	10,990千円	人件費等維持管理費 R3～5見込平均
光熱水費	968千円	
委託料	1,304千円	
修繕費	772千円	
その他	6,077千円	
計	20,111千円	

※利用者数 18,993人 ＝ R3～5見込平均 × 賦課割合係数

大人１人当たりの試算結果

20,111千円 ÷ 18,993人 ≒ 1,059円/人

＜参考＞現行利用料金

区 分			利用料金
個人	大 人	100%	500円
	子ども	個人(大人)の60%	300円
団体	大 人	個人(大人)の80%	400円
	子ども	団体(大人)の60%	240円
多目的広場			1,000円
用 具			100円

※現行利用料金[指定管理者] 個人(大人)400円

□提 案 施設の設置目的等を踏まえ、**現行料金を据え置く**こととします。

〔提案理由〕

本施設は、最終処分場跡地の有効利用を図るために設置された健康増進施設であり、営利を目的とする施設ではないこと、また、近隣施設との均衡を図るうえからも、利用料金は据え置きとすることが適当と考えます。

＜参考資料＞近隣グラウンド・ゴルフ場利用料金

(単位:円)

都道府県	所在地	施設名称	ホール数	協会 公認	設置 主体	利用料金(円)										用具 使用料 (円)
						個人						団体				
						住民		住民外		年間利用		住民		住民外		
						大人	子ども	大人	子ども	住民	住民外	大人	子ども	大人	子ども	
鳥取県	鳥取市	白兔グラウンド・ゴルフ場	24	認定	公共	400	200	400	200	—	—	350	150	350	150	100
	岩美町	岩井グラウンドゴルフ場	16	—	公共	400				4,000		300				100
	若桜町	八幡グラウンド・ゴルフコース	8	認定	公共	200	100	400	200	—	—	—	—	—	—	—
	八頭町	八東川水辺ブラザ河川公園 グラウンド・ゴルフ場	32	認定	公共	200	100	300	150	6,200	12,300	—	—	—	—	—
	湯梨浜町	とまりグラウンド・ゴルフの ふる里公園グラウンド・ゴルフ場	24	認定	公共	260	150	510	310	—	—	210	100	460	210	—
	北栄町	レークサイド大栄 グラウンド・ゴルフコース	24	認定	民間	200	100	400	100	5,200	10,400	150	100	300	100	100
島根県	松江市	松江市ニュースポーツ公園 グラウンド・ゴルフ場	16	認定	公共	510	200	—	—	—	—	360	100	—	—	—
		鹿島グラウン・ドゴルフ場	16	認定	公共	360	180	360	180	—	—	250	120	250	120	—
	安来市	フラワーガーデン はたたグラウンド・ゴルフ場	32	認定	民間	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
		八幡町グラウンド・ゴルフ場	16	認定	民間	200	—	400	—	5,000	—	—	—	—	—	—
	東出雲町	東出雲グラウンド・ゴルフ場	16	認定	公共	360	180	360	180	—	—	250	120	250	120	—
	出雲市	平成スポーツ公園グラウンド・ゴルフ場	16	認定	公共	300				240				—		
岡山県	奥出雲町	くにびき グラウンド・ゴルフコース	16	認定	民間	500	300	—	—	—	—	400	200	—	—	—
	美作市	大芦高原グラウンド・ゴルフ場	8	—	公共	310	150	—	—	3,140	4,190	—	—	—	—	200
	奈義町	奈義町総合運動公園 グラウンド・ゴルフ場	24	認定	公共	200	100	300	150	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）の設定について

① 可燃物処理手数料の試算方法について

○令和 2 年度第 1 回廃棄物等審議会意見への対応

前回の令和 2 年度第 1 回廃棄物等審議会（以下「前回審議会」という。）において、「家庭系ごみと事業系ごみの処理手数料を分けて考えてはどうか」との意見がありました。

【前回審議会意見の趣旨】

- ・事業系ごみは、事業活動により排出されるごみであるため、一般家庭から排出される家庭系ごみとは性質が異なるものであることから、その違いを考慮すべきではないか。

→ 性質が異なる「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」の処理手数料を分ける。

- ・家庭系ごみの処理について、ステーション回収による定期収集の場合は、有料化分（ごみ袋代分）のみ住民負担となっているが、直接処理施設に持込む場合は、処理にかかる費用のほぼ全額負担となっているため、定期収集との差を考慮すべきではないか。

→ 直接処理施設に持込む場合と定期収集による場合で、住民負担の均衡を図る。

しかし、以下のア、イの理由により、現在、鳥取市が設定している処理手数料と同様の家庭系ごみと事業系ごみを同一処理手数料とする方法のみで試算を行うこととしました。

ア 処理手数料対象ごみにおける家庭系ごみの位置付け

家庭系ごみは、指定袋（有料）に入れたごみをステーションに出し、ごみ収集車で定期収集して処理することが基本です。例外として、大型ごみ、引っ越しごみ等の一時多量ごみがあり、一般廃棄物収集運搬許可業者又は大型ごみ受付センター（鳥取市のみ）に依頼して処理又は排出者自ら処理施設に持ち込み処理することになります。その際に処理手数料の対象ごみとなります。

一方、事業系ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）で一般廃棄物であっても「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とあり、排出者自ら処理施設へ持ち込む処理又は一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理が行われていますが、いずれの場合においても処理手数料の対象ごみとなります。

以上のことから、家庭系ごみは指定袋によるステーション回収が基本であり、大型ごみ、一時多量ごみを自ら処理施設への持ち込む処理は、あくまでも例外的な場合又は特別な事情が生じた際によるものであることから、主たる処理手数料の対象ごみである事業系ごみに準じた料金を家庭系ごみにも適用することが適当と考えます。

イ 家庭系ごみと事業系ごみの割合

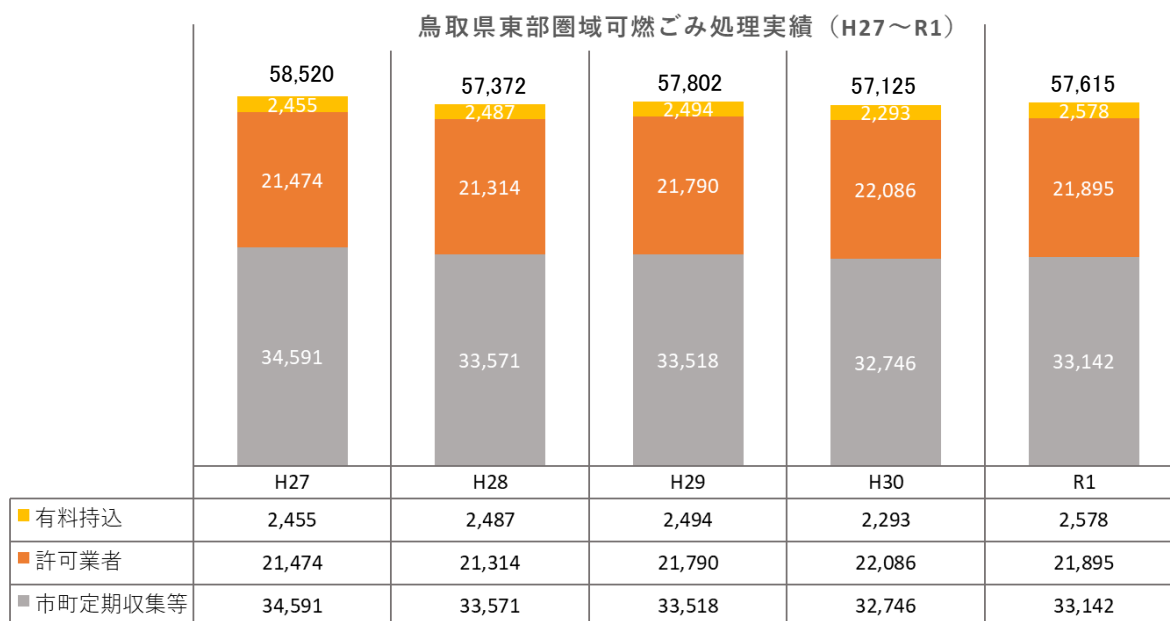
前回審議会資料P 3 グラフで「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に大別すると、■有料持込と■市町定期収集等が「家庭系ごみ」、■許可業者が「事業系ごみ」になります。

まず、有料持込は、家庭系ごみ量全体（■市町定期収集等＋■有料持込）の約7%と1割にも満たないことから、アでの説明のとおり例外的な処理となっていることがわかります。

また、有料持込の量は、鳥取県東部圏域可燃ごみ処理量全体の約4%、処理手数料対象ごみ量（■有料持込＋■許可業者）の約10%しかありません。よって、家庭系ごみの処理手数料を下げ、定期収集との均衡を図ったとしても有料持込の処理が例外的処理であること並びにその割合が低いため、住民全体への負担軽減には繋がり難いと考えます。

【参考】 前回審議会資料P 3 グラフ

（単位：t）



② 可燃物処理手数料と適用期間について

ア 可燃物処理手数料

不燃物処理手数料と同様に維持管理費と建設費を負担していただくことを基本に試算を行いました。

ただし、建設費については、不燃物処理施設と状況が異なり、組織市町が建設費の起債借入をしているため、償還金（元金、利子）が組織市町に発生することとなります。そのため、建設費は、建設工事費から国の交付金を除いた組織市町負担分を搬入者に負担いただく考え方としています。

○試算結果

支出	項目	概算金額	算出方法
	維持管理費	721,423 千円	
	・人件費	10,000 千円	施設管理要員（組合職員2人役程度）
	・運営管理費	661,423 千円	施設運営管理業務委託費
	・周辺環境管理経費 等	50,000 千円	災害廃棄物仮置場・調整池管理費 等
	建設費	438,846 千円	30年稼働としての単年度分（国費除く）
	合計	1,160,269 千円	
収入	項目	概算金額	算出方法
	売電収入	189,000 千円	27,000MWh／年×7円／kWh
	合計	189,000 千円	
	差引（支出－収入） … A	971,269 千円	
	搬入量 … B	56,012 t	ごみ処理基本計画推計値（R4～R5平均）
	1t当たり処理費用（A÷C） … C	17.34 千円／t	
	処理手数料	170 円／10kg	10円未満切捨

【参考】鳥取市の処理手数料 120 円／10kg

イ 適用期間

一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）及び公の施設の利用料金（以下「処理手数料等」という。）については、既に稼働している施設の処理手数料等であるため、適用期間は、現行処理手数料等の適用期間満了後から3カ年である令和3年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

可燃物処理手数料についても前述の処理手数料等との整合を図り、同様の期間とすることを基本としますが、令和3年4月1日は施設がまだ稼働していないことから、適用開始日については、試運転が始まりごみの受入を開始する日で設定を行いたいと考えています。

□提案

【可燃物処理手数料】

暫定的に鳥取市処理手数料の「120 円／10kg」と同額

〔提案理由〕

可燃物処理手数料の試算結果 170 円／10kg は、現在、鳥取市が定めている処理手数料 120 円／10kg から 50 円増（41.7%増）となり、搬入者の負担増が急激なものとなります。

また、今回試算に用いた項目や金額は、施設の管理運営が始まっていない現段階での見込となるため、不確定要素が多いものとなります。

そのため、可燃物処理手数料の設定については、今回の試算結果によらず暫定的に鳥取市処理手数料の「120 円／10kg」と同額とすることを提案します。

よって、供用開始後の維持管理費等の実績が出る令和 5 年度に改めて、今回の試算方法を用いて再検討を行うこととします。

【適用期間】

可燃ごみの受入開始日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

〔提案理由〕

現在、建設工事途中であり、正確なごみの受入開始日が定まらないため、「可燃ごみの受入開始日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで」とすることを提案します。